

【給付日数】

●一般の離職者（自己の意思による離職者及び定年退職者）

被保険者期間 年 齢	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 10年未満
全年齢共通	90日	90日	120日	150日

●倒産、解雇による離職者（特定受給資格者・特定理由離職者）

被保険者期間 年 齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		180日		240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

注1) 基本手当を受給している人には、その期間中は老齢年金が支給されない。

注2) 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける人等に対して行われる訓練延長給付やその他広域延長給付、全国延長給付の延長給付がある。

注3) 平成24年3月31日までの暫定措置として、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に給付日数を60日分延長。なお、35歳以上60歳未満で算定基礎期間が20年以上の場合は30日分。